

	裁判官名 (告示順)	審査投票総数(A) [(B)+(C)]	罷免を可とする 投票数 (B)	罷免を可としな い投票数 (C)	罷免を可とする投 票数の投票率 $\frac{(B)}{(A)}$	記 職 無 効 票
1	岩 田	42,007,611	3,963,600	38,044,011	9・435%	4,255
2	色 川	42,009,227	4,087,759	37,921,468	9・730%	2,639
3	松 田	42,008,842	3,789,091	38,219,751	9・019%	3,024
4	大 隅	42,009,092	3,691,343	38,317,749	8・786%	2,774
5	下 村	42,009,492	3,650,857	38,358,635	8・690%	2,374
6	柏 原	42,009,610	3,644,943	38,364,667	8・676%	2,256
7	田 中	42,008,835	3,449,692	38,559,143	8・211%	3,081
	平 均				8・935%	

昭和44年12月27日執行

最高裁判所裁判官国民審査結果調（昭45.1.14印）

	裁判官名 (告示順)	有効投票数 (A) [(B)+(C)+(D)]	罷免を可とする 投票数 (B)	罷免を可としない 投票数 (C)	罷免を可とする 投票数の投票率 $\frac{(B)}{(A)}$	記載無効票 (D)	$\frac{(B)}{(D)}$
1	村 上	41,360,617	4,273,915	37,082,803	10.33%	3,899	11.525%
2	松 本	41,360,617	4,152,285	37,205,341	10.03%	2,991	11.16 %
3	飯 村	41,360,617	4,034,974	37,324,028	9.75%	1,615	10.811%
4	関 根	41,360,617	3,799,971	37,558,862	9.18%	1,784	10.117%
	平 均				9.83%		10.901%

（注） 。記載無効票(D)は、一部の裁判官について無効のもの数である。

昭和47年12月10日執行

(47.12.19印)

最高裁判所裁判官国民審査結果調

	裁判官名 (告示順)	有効投票数 (A) (B)+(C)+(D)	罷免を可とする 投票数 (B)	罷免を可とし たい投票数 (C)	罷免を可とする 投票数の投票率 (B) (B)+(C)	記載無効票 (D)
1	小川	45,442,611	5,785,545	39,651,383	12.73	5,683
2	坂本	"	5,648,868	39,790,244	12.43	3,499
3	岡原	"	5,549,661	39,889,890	12.21	3,060
4	藤林	"	5,497,873	39,941,806	12.09	2,982
5	下田	"	6,895,134	38,545,096	15.17	2,381
6	岸	"	6,681,333	38,809,005	14.59	2,267
7	天野	"	5,190,989	40,248,926	11.42	2,696
	平均				12.94	

(注) ○記載無効票(D)は一部の裁判官について無効のもの数である。

昭和51年12月5日執行

(51.12.13印刷)

最高裁判所裁判官国民審査結果調

告示 順	裁判官名	有効投票数 (A) (B)+(C)	罷免を可とする 投票数 (B)	罷免を可とし ない投票数 (C)	罷免を可とする 投票数の投票率 $\frac{(B)}{(A)}$	記載無効票
1	團藤重光	50,306,795	5,878,829	44,427,966	11.69	1,257
2	大塚喜一郎	50,306,717	5,658,871	44,647,846	11.25	1,335
3	環昌一	50,306,996	5,647,321	44,659,675	11.23	1,056
4	服部高顕	50,307,042	5,566,927	44,740,115	11.07	1,010
5	栗本一夫	50,306,900	5,514,474	44,792,426	10.96	1,152
6	吉田豊	50,306,856	5,430,392	44,876,464	10.79	1,196
7	江里口清雄	50,307,114	5,456,887	44,850,227	10.85	938
8	岸上康夫	50,307,101	5,340,168	44,966,933	10.62	951
9	高辻正己	50,307,175	5,250,544	45,056,631	10.44	877
10	本林 譲	50,307,375	5,065,021	45,242,354	10.07	677
	平均				10.89	

(注) 記載無効票は、当該裁判官について無効のもの数である。

(別紙 第一)

(昭54.10.12 広印)

第11回最高裁判所裁判官国民審査における罷免を可とする投票数と罷免を可としない投票数

告示 順	裁 判 官 名	有効投票数 (A) 〔(B)+(C)〕	罷免を可とす る投票数 (B)	罷免を可とし ない投票数(C)	罷免を可とする投 票数の投票率 $\frac{(B)}{(A)}$	記載無効票
1	本 山 亨	47,975,874	5,238,827	42,737,047	10.9 %	775
2	中 村 治 朗	47,975,873	5,030,554	42,945,319	10.5	776
3	藤 崎 萬 里	47,975,960	5,106,958	42,869,002	10.6	689
4	塚 本 重 頼	47,975,957	4,822,412	43,153,545	10.1	692
5	横 井 大 三	47,975,988	4,785,661	43,190,322	10.0	666
6	鹽 野 宜 慶	47,975,951	4,770,916	43,205,035	9.9	698
7	木 下 忠 良	47,975,956	4,511,529	43,464,427	9.4	693
8	戸 田 弘	47,976,104	4,439,817	43,536,287	9.3	545
	平 均				10.1	

(注) 本表は昭和54年10月12日に開かれた審査会において確認された、審査録及びその
参考資料に基づいて作成したものである。

第12回最高裁判所裁判官国民審査における罷免を可とする投票数と罷免を可としない投票数

告示順	裁判官名	有効投票数から記載無効数を除いた数(A) ((B)+(C))	罷免を可とする投票数(B)	罷免を可としない投票数(C)	罷免を可とする投票数の投票率 $\left[\frac{(B)}{(A)}\right] \%$	記載を無効とされたものの数
1	谷口正孝	54,101,370	8,029,545	46,071,825	14.84	3,126
2	宮崎梧一	54,102,406	8,002,538	46,099,868	14.79	2,090
3	寺田治郎	54,103,156	7,913,660	46,189,496	14.63	1,340
4	伊藤正己	54,102,899	7,170,353	46,932,546	13.25	1,597
平均					14.88	

(注) 本表は、昭和55年7月1日に開かれた審査会において確認された審査録及びその参考資料に基づいて作成したものである。

本表中「記載を無効とされたものの数」は、有効投票であるが、罷免を可とする投票とも罷免を可としない投票ともみられないので、罷免を可とする投票数の投票率を算出する上では、有効投票数から除いた。

第13回最高裁判所裁判官国民審査における罷免を可とする投票数と罷免を可としない投票数

告示順	裁判官名	有効投票数から 記載無効数を除 いた数(A) [(B)+(C)]	罷免を可とす る投票数(B)	罷免を可とし ない投票数(C)	罷免を可とする 投票数の投票率 $\left[\frac{(B)}{(A)}\right] \%$	記載を無効と されたものの数
1	安岡満彦	51,335,989	5,477,817	45,858,172	10.67	371
2	角田禮次郎	51,336,040	5,570,475	45,765,565	10.85	320
3	大橋進	51,336,056	5,311,641	46,024,415	10.35	304
4	木戸口久治	51,336,058	5,228,234	46,107,824	10.18	302
5	和田誠一	51,336,037	5,008,556	46,327,481	9.76	323
6	牧圭次	51,336,077	4,966,495	46,369,582	9.67	283
平均					10.25	

(注) 本表は、昭和58年12月23日に開かれた審査会において確認された審査録及びその参考資料に基づいて作成したものである。

本表中「記載を無効とされたものの数」は、有効投票であるが、罷免を可とする投票とも罷免を可としない投票ともみられないので、罷免を可とする投票数の投票率を算出する上では、有効投票数から除いた。

第 14 回最高裁判所裁判官国民審査における罷免を可とする投票数と罷免を可としない投票数

告示 順	裁判官名	有効投票数から 記載無効数を除 いた数 (A) [(B) + (C)]	罷免を可とす る投票数 (B)	罷免を可としな い投票数 (C)	罷免を可とする 投票数の投票率 $\left[\frac{(B)}{(A)} \right] \%$
1	高島 益郎	57,113,485	6,307,543	50,805,942	11.04
2	香川 保一	57,113,699	6,058,323	51,055,376	10.61
3	大内 恒夫	57,113,693	6,083,880	51,029,813	10.65
4	島谷 六郎	57,113,775	6,011,651	51,102,124	10.53
5	矢口 洪一	57,113,783	6,171,962	50,941,821	10.81
6	藤島 昭	57,113,891	5,888,371	51,225,520	10.31
7	林 藤之輔	57,113,872	5,852,813	51,261,059	10.25
8	佐藤 哲郎	57,113,859	5,678,087	51,435,772	9.94
9	長島 敦	57,113,829	5,669,218	51,444,611	9.93
10	坂上 壽夫	57,113,953	5,545,727	51,568,226	9.71
平 均					10.38

（注） 本表は、昭和61年 7月14日に開かれた審査会において確認された審査録及びその参考資料に基づいて作成したものである。

第15回最高裁判所裁判官国民審査における罷免を可とする投票数と罷免を可としない投票数

告示順	裁判官名	有効投票数から記載無効数を除いた数(A) [(B) + (C)]	罷免を可とする投票数(B)	罷免を可としない投票数(C)	罷免を可とする投票数の投票率 $\frac{(B)}{(A)}$ %
1	奥野久之	59,939,388	7,484,002	52,455,386	12.49
2	貞家克己	59,939,608	7,204,782	52,734,826	12.02
3	中島敏次郎	59,939,532	7,052,184	52,887,348	11.77
4	園部逸夫	59,939,658	6,968,883	52,970,775	11.63
5	四ッ谷 巖	59,939,698	7,387,102	52,552,596	12.32
6	橋元四郎平	59,939,643	6,810,529	53,129,114	11.36
7	大堀誠一	59,939,688	6,841,151	53,098,537	11.41
8	草場良八	59,939,767	6,652,321	53,287,446	11.10
合 計		479,516,982	56,400,954	423,116,028	11.76

(注) 本表は、平成2年2月22日に開かれた審査会において確認された審査録及び関係資料に基づいて作成したものである。

(別紙第 3)

裁判官会議資料

(10月31日開催)

(平成8. 10. 31迄)

第17回最高裁判所裁判官国民審査における
罷免を可とする投票数と罷免を可としない投票数

告示 順序	裁 判 官 名	有効投票数から記載無効数 を除いた数 (A)=(B)+(C)	罷免を可とす る投票数 (B)	罷免を可とし ない投票数 (C)	罷免を可とする 投票数の投票率 $\frac{(B)}{(A)} \%$
1	福 田 博	53,485,950	4,959,138	48,526,812	9. 2719
2	藤 井 正 雄	53,485,996	4,863,462	48,622,534	9. 0930
3	尾 崎 行 信	53,486,034	4,701,936	48,784,098	8. 7910
4	遠 藤 光 男	53,486,057	4,632,582	48,853,475	8. 6613
5	千 種 秀 夫	53,486,079	4,975,110	48,510,969	9. 3017
6	河 合 伸 一	53,486,126	4,481,784	49,004,342	8. 3793
7	高 橋 久 子	53,486,075	4,630,273	48,855,802	8. 6570
8	根 岸 重 治	53,486,175	4,761,418	48,724,757	8. 9021
9	井 嶋 一 友	53,486,303	4,712,238	48,774,065	8. 8102
合 計		481,374,795	42,717,941	438,656,854	8. 8742

(別紙第 /)
 裁判官会議資料
 (7 月 1 日開催)

(平成 1 2 . 7 . 5 広企)

第 1.8 回 最高裁判所裁判官国民審査における
 罷免を可とする投票数と罷免を可としない投票数

告示 順序	裁 判 官 名	有効投票数から記載無効数を除いた数 (A) = (B) + (C)	罷免を可とする投票数 (B)	罷免を可としない投票数 (C)	罷免を可とする投票数の投票率 $\frac{(B)}{(A)}$ %
1	亀 山 継 夫	57,719,468	5,932,395	51,787,073	10.2780
2	大 出 峻 郎	57,719,518	5,501,125	52,218,393	9.5308
3	町 田 顯	57,719,548	5,401,744	52,317,804	9.3586
4	金 谷 利 廣	57,719,582	5,548,385	52,171,197	9.6127
5	奥 田 昌 道	57,719,575	5,437,154	52,282,421	9.4199
6	山 口 繁	57,719,581	5,538,825	52,180,756	9.5961
7	元 原 利 文	57,719,594	4,990,128	52,729,466	8.6455
8	梶 谷 玄	57,719,565	5,005,056	52,714,509	8.6713
9	北 川 弘 治	57,719,601	5,431,507	52,288,094	9.4102
	平 均				9.3915

(別紙第 1)

裁判官会議資料
(11月19日開催)

(平成15. 11. 19広企印)

第19回最高裁判所裁判官国民審査における
罷免を可とする投票数と罷免を可としない投票数

告示 順序	裁 判 官 名	有効投票数から記載無効数を除いた数 (A) = (B) + (C)	罷免を可とする投票数 (B)	罷免を可としない投票数 (C)	罷免を可とする投票数の投票率 $\frac{(B)}{(A)}$ %
1	泉 徳 治	56,761,362	4,139,583	52,621,779	7.2930
2	上 田 豊 三	56,761,432	3,979,280	52,782,152	7.0105
3	甲斐中 辰 夫	56,761,507	4,052,112	52,709,395	7.1388
4	島 田 仁 郎	56,761,516	3,931,312	52,830,204	6.9260
5	濱 田 邦 夫	56,761,541	3,926,951	52,834,590	6.9183
6	滝 井 繁 男	56,761,537	3,784,689	52,976,848	6.6677
7	深 沢 武 久	56,761,528	3,806,242	52,955,286	6.7057
8	藤 田 宙 靖	56,761,476	3,742,379	53,019,097	6.5932
9	横 尾 和 子	56,761,454	3,911,258	52,850,196	6.8907
	平 均				6.9049

(別紙第 1)

裁判官会議資料
(9 月 21 日開催)

(平成 17. 9. 21 広企印)

第 20 回最高裁判所裁判官国民審査における
罷免を可とする投票数と罷免を可としない投票数

告示 順序	裁 判 官 名	有効投票数から記載無効数 を除いた数 (A) = (B) + (C)	罷免を可とす る投票数 (B)	罷免を可とし ない投票数 (C)	罷免を可とする 投票数の投票率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$ (%)
1	古 田 佑 紀	64,532,947	5,177,016	59,355,931	8.02
2	中 川 了 滋	64,533,175	4,999,929	59,533,246	7.75
3	堀 籠 幸 男	64,533,265	5,165,951	59,367,314	8.01
4	今 井 功	64,533,225	4,929,447	59,603,778	7.64
5	津 野 修	64,533,282	4,926,929	59,606,353	7.63
6	才 口 千 晴	64,533,249	5,082,235	59,451,014	7.88
平 均					7.82

(別紙第 1)

裁判官会議資料

(9 月 11 日開催)

(平成 21 . 9 . 11 広企印)

第 21 回最高裁判所裁判官国民審査における
罷免を可とする投票数と罷免を可としない投票数

告示 順序	裁 判 官 名	有効投票数か 記載無効数 を除外した数 (A) = (B) + (C)	罷免を可とす る投票数 (B)	罷免を可とし ない投票数 (C)	罷免を可とする 投票数の投票率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$ (%)
1	櫻 井 龍 子	66,939,146	4,656,462	62,282,684	6.96
2	竹 内 行 夫	66,939,153	4,495,571	62,443,582	6.72
3	涌 井 紀 夫	66,939,149	5,176,090	61,763,059	7.73
4	田 原 睦 夫	66,939,154	4,364,116	62,575,038	6.52
5	金 築 誠 志	66,939,154	4,311,693	62,627,461	6.44
6	那 須 弘 平	66,939,167	4,988,562	61,950,605	7.45
7	竹 崎 博 允	66,939,166	4,184,902	62,754,264	6.25
8	近 藤 崇 晴	66,939,165	4,103,537	62,835,628	6.13
9	宮 川 光 治	66,939,181	4,014,158	62,925,023	6.00
	平 均				6.69

(別紙第 1)
裁判官会議資料
(12 月 26 日開催)

(平成 24. 12. 26 広企印)

第 2 2 回最高裁判所裁判官国民審査における罷免を可とする投票数と罷免を可としない投票数

告示 順序	裁判官氏名	有効投票数から記 載無効数を除いた 数(A)=(B)+(C)	罷免を可とす る投票数 (B)	罷免を可とし ない投票数 (C)	罷免を可とする投票 数の率 (B)／(A)×100 (%)
1	山 浦 善 樹	57,750,294	4,708,497	53,041,797	8.15
2	岡 部 喜代子	57,750,356	4,945,084	52,805,272	8.56
3	須 藤 正 彦	57,750,430	4,674,807	53,075,623	8.09
4	横 田 尤 孝	57,750,449	4,696,669	53,053,780	8.13
5	大 橋 正 春	57,750,464	4,576,916	53,173,548	7.93
6	千 葉 勝 美	57,750,402	4,698,942	53,051,460	8.14
7	寺 田 逸 郎	57,750,403	4,588,376	53,162,027	7.95
8	白 木 勇	57,750,405	4,661,824	53,088,581	8.07
9	大 谷 剛 彦	57,750,364	4,633,074	53,117,290	8.02
10	小 貫 芳 信	57,750,393	4,499,849	53,250,544	7.79
平 均					8.08

(平成26. 12. 24広企印)

第23回最高裁判所裁判官国民審査における罷免を可とする投票数と罷免を可としない投票数

告示 順序	裁判官氏名	有効投票数から 記載無効数を 除いた数 (A)=(B)+(C)	罷免を可とす る投票数 (B)	罷免を可とし ない投票数 (C)	罷免を可とする投票 数の率 (B) / (A) × 100 (%)
1	鬼丸かおる	50,817,344	4,678,069	46,139,275	9.21
2	木内道祥	50,817,339	4,862,019	45,955,320	9.57
3	池上政幸	50,817,345	4,855,670	45,961,675	9.56
4	山本庸幸	50,817,354	4,280,327	46,537,027	8.42
5	山崎敏充	50,817,363	4,786,202	46,031,161	9.42
平 均					9.23